

生協事業の利用について

電源開発生活協同組合は厚生労働省の認可を受け消費生活協同組合法（以降、「生協法」という）に基づき事業を運営しております。消費生活協同組合法第12条（事業の利用）3項において「組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。」と定められておりますので、法令遵守の観点から生協加入対象確認の徹底並びに未加入者に対しては生協事業利用不可のご連絡をさせていただきますのでご理解よろしく申し上げます。

令和2年以前に、生協事業をご利用になられた方においても生協へ未加入の場合がございますので、改めて生協事業（カフェテリアプラン利用含む）をご利用される場合にはご自身が生協にご加入しているかご確認していただくようお願いいたします。

また、生協設立時に加入されている方においても、生協カードの切り替えの際に、切り替えのご申請がなかった組合員については自動脱退処理されている可能性もありますので改めて生協の加入の有無についてご確認していただくようよろしくお願いいたします。

添付：指導文書（社内向けのみ）

以下、当該条文抜粋（消費生活協同組合法）

（事業の利用）

第十二条 組合員は、その意に反して、組合の事業を利用することを強制されない。

2 定款に特に定めのある場合を除くほか、組合員と同一の世帯に属する者は、組合の事業の利用については、これを組合員とみなす。

3 組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。ただし、次に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。